

# 自主検査の手引き

## 目次

1.はじめに	
2.検査項目の解説	
毎週自主検査 -----	3
毎月自主検査 -----	6
6ヶ月自主検査 -----	8
3.自主検査表(記入例)-----	10



# は じ め に

## —— 自主検査について ——

建物や施設は、経年劣化による施設の機能不良や、防災機器の作動不良等により、出火危険が増加する一方、防災機能の低下が危惧されるところです。

また、最近では、火災原因のトップを放火が占め続けており、あらゆる建物に危険性があります。

火災は一瞬のうちに人々の生命や財産さらには企業等の信用を失わせてしまいますが、継続した防火についての自主チェック（自主検査）により、未然に防ぐとともに不慮の事故に際しても被害を最小限に抑えることが出来ます。

つきましては、建物内に勤務し又は居住する方々による自主検査の実施要領を作成しましたので、これをもとに効果のある防火システムを築き、大切な生命・財産を火災から守っていただきますよう、お願いします。

なお、防火基準適合表示対象物（いわゆるマル適マーク対象物）は、平成3年以降は検証訓練及び自主チェック体制が、確実に機能していることが必須の要件となりましたので、確実な検査をお願いします。

1 この手引きは、次の項目についての説明をしています。

「毎週自主検査表」「毎月自主検査表」「6ヶ月自主検査表」「自主検査結果報告書」の検査項目の解説と「毎週自主検査表」の記入例

## 2 用語の解説

「毎週自主検査」 毎週自主検査は1週間に1回以上行う検査をいいます。検査結果欄に記載されている「第1週」「第2週」「第3週」「第4週」の間に各1回行ってください。

検査項目は毎週自主検査表のとおりです。

「毎月自主検査」 毎週検査を繰り返した後、その月の最後の週に行う検査をいいます。検査項目は毎月検査表のとおりです。

「6ヶ月自主検査」 毎週検査・毎月検査を行った後、6ヶ月目に行う検査をいいます。検査項目は6ヶ月検査表のとおりです。

「自主検査結果報告書」 ～ の自主検査を1年間続けた後、その検査結果を消防署長に報告する際に使用する用紙です。

「検査者」 自主検査は本来防火管理者の責務ですが、検査するにふさわしい人（防火管理者の選任が必要でない防火対象物についても同じ。）に検査していただいてもかまいません。

予め検査実施担当者を決めておくのがよいでしょう。この場合検査を実施したものを「検査者」といいます。

### （参考）

「消防設備点検」 消防用設備に限定した点検で、防火対象物の管理権原者に点検が義務づけられています（消防法 17 条の 3 の 3）。

その概要は、次のとおりです。

点検の内容と方法	点検をする人	点検結果の報告
作動点検（6ヶ月ごと） 外観点検（6ヶ月ごと） 機能点検（6ヶ月ごと） 総合点検（1年ごと）	延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の特定防火対象物については、消防設備士または消防設備点検資格者の免状の交付を受けた者	特定防火対象物にあつては1年に1回消防署長に報告 (その他は3年に1回)

防火対象物の区分説明については、裏表紙のとおり

### 3 検査にあたっての注意事項

消防計画を見ながら自主検査表の項目と見比べてください。建物の大きさ，設置されている消防用設備等の違いによって検査表記載事項の中には該当しない項目があります。その他にも改装工事中のため一定期間だけ検査できない場合もあります。

不備欠陥事項があった場合，自主検査だからといってそのまま放置してよいものではありません。速やかに改修しましょう。

なお，建物の特性により検査項目を積極的に増やされてもかまいません。

### 4 記入方法

適正であった項目には 印を記入します。

不備のあった項目には×印を，すぐに改修した場合には×印をそれぞれ記入します。

また，すぐに改修できなかった不備事項と改修は，下欄の「不備欠陥事項の詳細と改善計画」欄に具体的に記入してください。

該当しない項目，工事等で検査できない項目には，/線を入れてください。

具体的な判断については，「検査項目の解説」をお読みください。

具体的な記入方法については「記入例」を参考にしてください。

検査を実施し，検査表に判定を記入した場合は，記入者，防火管理者及び管理権原者は押印またはサインしてください。

### 5 保存方法

防火管理台帳といっしょに保管してください。

消防職員が査察を行った際に，この検査表を閲覧できるようにしておいてください。

### 6 消防署への提出方法

管理権原者は，自主検査結果報告書を正副各 1 部作成し，年に 1 回所轄の消防署長に提出してください。

その時期は，原則として消防用設備等点検結果の報告時としてください。

### 7 防火基準適合表示対象物

自主検査の実施及び報告が適マークの交付の条件のひとつになっていますので，この報告書が提出されなければ，次回の適マークは交付されません。

## 検査項目の解説

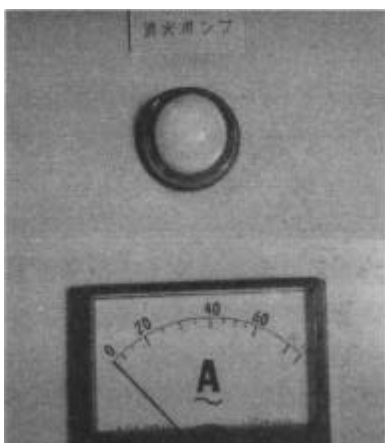
## 毎週自主検査表

### 消火器は所定の位置に置かれているか

あらかじめ消火器を置く場所は決めておきましょう。

いつでも使用できる状態で、その場所に置かれているか、確認しましょう。

### 屋内消火栓・スプリンクラー設備の制御盤は電源が入っているか



上図のように制御盤には「電源表示灯」があります。この表示灯が点灯していることを確認しましょう。

### 屋内消火栓ボックスは容易に操作できる状態にあるか

消火栓ボックスの扉付近に物品が置かれていませんか。

またホース・ノズルは格納されていますか確認しましょう。

### スプリンクラー設備の制御弁は開放されているか



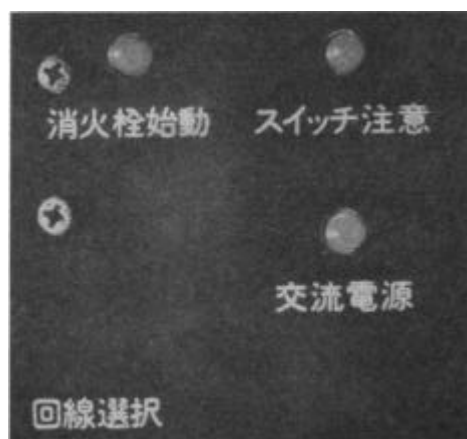
スプリンクラー設備の制御弁を閉鎖していると、火災のとき全く役に立ちません。

スプリンクラー設備の制御弁のハンドルには「開」「閉」の方向が矢印で示されています。

弁が開いているか確認しましょう。

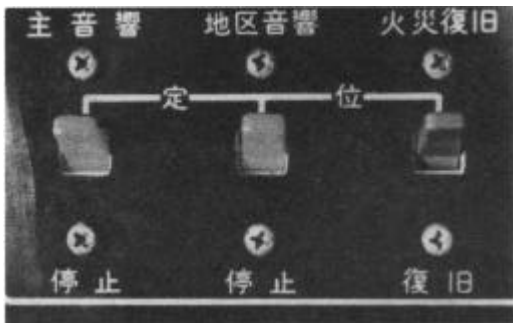
弁は各階にあります。

### 自動火災報知設備の受信機は電源が入っているか



自動火災報知設備の受信機には「電源表示灯」があります。この表示灯が点灯していれば電源は入っています。

### 自動火災報知設備の受信機の各スイッチは定位にあるか



受信機の各スイッチは常に「定位」になければなりません。

受信機にはスイッチ注意灯があり、この注意灯が点滅しているとスイッチが「定位」にないことを示しています。火災の際、ベルが鳴りませんので特に注意してください。

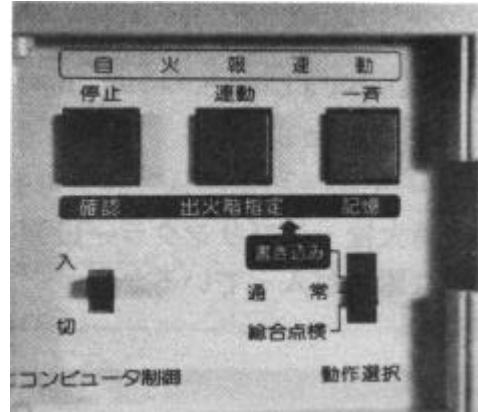
### 自動火災報知設備の受信機は容易に操作できるか

自動火災報知設備の受信機付近に操作の支障になる物品が置かれていないことを確認しましょう。

### 非常放送設備のアンプに電源は入っているか

非常放送設備のアンプには「電源表示灯」があります。この表示灯が点灯していれば電源は入っています。

### 非常放送設備と自動火災報知設備を連動させている場合は 連動停止をしていないか



連動停止をすると自動火災報知設備が作動してもサイレンが鳴りません。「連動スイッチ」を確認しましょう。

### 避難器具は容易に使える状態に置かれているか

避難器具を使用する際に支障となる物品が置かれていないか確認しましょう。

### 防火戸・防火シャッターの閉鎖に支障になる物品が置かれていないか

防火戸・防火シャッターは火災発生時、必ず閉じなければなりません。防火戸をくさび止めしたり、防火シャッターの下に物品を置くなど、閉鎖障害をおこしていませんか。

### 主要避難通路には避難に支障になる物品が置かれていないか

物品販売店舗では主要避難通路を確保しなければなりません。主要避難通路には避難に支障となる物品が置かれていませんか。あれば、除去しましょう。(条例第 46 条)

**階段部分には避難に支障になる物品が置かれていないか**

避難の際、階段は重要な通路です。避難に支障となる物品が階段に置かれていませんか。今日 1 日だけ!!というもダメ、ただちに除去しましょう。

**出入口付近には避難に支障になる物品が置かれていないか**

建物の出入口（従業員用の出入口を含む。）付近には、避難に支障となる物品が置かれていませんか。建物の内からも外からも確認しましょう。

**避難口の扉は鍵を使用せずに開放できるか**

非常出口の戸を針金でくくったり、錆ついたり、鍵をかけて扉が開かなかったりして大きな被害を招いております。避難のための出口はスムーズに開けられますか。

**敷地内通路には避難に支障になる物品が置かれていないか**

敷地内通路（建物の出口から道路・空地まで通じる通路）もまた避難の際に使われる非常に重要な通路です。空地まで通じる通路に避難に支障になる物品が置かれていませんか。あれば、除去しましょう。

**建物周辺や目の届かない所に放火しやすい物品が置かれていないか**

建物周辺、目の届かない所に燃えやすい物を置かないように……。特に新聞紙・ダンボール等燃えやすい雑品類には気を配りましょう。

**燃焼機器の近くに燃えやすい物品が置かれていないか**

燃焼機器の付近に燃えやすい物を置かないようにしましょう。また電熱器・レンジ・ストーブ等の機器類が板壁・カーテン・ふすま等に近接して置かれていませんか。確認しましょう。

**燃焼機器に燃料漏れはないか。**

ガス用ゴムホースの亀裂・石油ストーブの油漏れ等、燃焼機器から燃料が漏れていませんか。燃料の漏れを見つけた場合は、すぐに機器を止めて、改修しましょう。

**たばこの吸殻は適切に処理しているか**

たばこ火による火災を防止する上で、たばこの回収方法にも注意しましょう。灰皿からたばこの吸殻を回収するときは、専用の容器を使い、水に浸した後に捨てましょう。

**②先週の不備欠陥事項は改修されているか**

先週、不備欠陥事項として指摘された事項はなかったですか。あった場合、その不備欠陥事項が改修できていなければ、この欄に×を記入します。そして改修に努めてください。検査者だけで改修できなければ、防火管理者、管理権原者に報告して、指示を仰ぎましょう。

## 検査項目の解説

## 毎月自主検査表

### 届け出た消防計画に変更部分はないか

建物の増築・改築・改装または自衛消防組織の変更等で、届け出た消防計画と異なった点はありませんか。あれば、消防計画を見直して、変更届を消防署に提出しましょう。

### 屋内消火栓ポンプはボックスから遠隔起動できるか

屋内消火栓ボックスを開けると、その中にポンプの起動ボタンがあります。「起動ボタン」を押して「起動表示灯が点灯する」かどうか確認しましょう。

### 避難器具で降下する空間に障害となるものはないか

いざという時に避難器具が使用できるためには人が降下する空間に障害となる物があってはなりません。確認しましょう。

### 誘導灯はよく見えるか

いざという時、誘導灯を頼りに避難することになります。誘導灯をさえぎる物品はありませんか。また誘導灯は「点灯」していますか。

### カーテン・じゅうたん等に防災表示がされているか

カーテン・じゅうたん等は防災性能を有するものを使用しなければなりません。  
防災製品を使用し、防災表示が貼付されていることを確認しましょう。

(消防法第8条の3)

### 寝具類は防災製品は使用しているか

旅館・ホテル等の就寝施設で使用する寝具類はできるだけ防災製品を使用することとされています。使用実態を確認してください。  
(条例第50条の10の4)

### 防火戸・防火シャッターに変形・破損はないか

防火戸・防火シャッターは火災の延焼・煙の伝播をくいとめるために設けられた設備です。  
防火戸・防火シャッターに変形・破損または床の変形やじゅうたんを敷いたことによる閉鎖障害や床面表示のはがれ等が生じていませんか。確認しましょう。

### 防火戸のドアチェック等の閉鎖機能に障害はないか

防火戸は自動的に閉まるようにドアチェック等が設けられています。  
防火戸がきちっと閉まるかどうか確認しましょう。

### 防火区画構成部分にひび割れ、破損等の障害はないか

防火区画は耐火構造の壁や床で構成されています。この防火区画に電気配管・給排水管・ダクト等が貫通している場合があります。  
貫通部分に明らかなすきまがないか、ひび割れや破損がないか、確認しましょう。



### 届出どおりの避難通路は確保されているか

百貨店等では避難通路を確保しなければなりません。

また主要避難通路を設け、変更しようとするときは7日前までに消防署長に届け出なければなりません。

(条例第 46 条・条例第 51 条の 7)

### 携帯用電灯は所定の場所に備えてあるか

従業員が常時いる場所・就寝場所には携帯用電灯を常備しなければなりません。

また点灯するかどうかを確認しましょう。

(条例第 47 条)

### 非常用進入口(代替開口部を含む)から消防隊が進入できるか

非常用進入口(代替開口部を含む)から火災時消防隊が容易に進入できるよう管理されていますか、確認しましょう。

窓ぎわに家具・什器類・内装用壁体等が設けられ進入をさまたげているような場合は、配置換えをしましょう。

### 売場等で使用する裸火等は許可を受けているか

劇場・映画館・百貨店等の売場で裸火等を使用するには消防署長の許可がいります。

許可を受けているか、許可どおりの使用をしているか、確認しましょう。

(条例第 24 条)

### 火気使用機器は破損・変形がないか

ストーブ・コンロ等火気を使用する機器は点検していますか。事故につながりかねない破損・変形がないか、確かめてください。

### グリスフィルターやダクトは清掃しているか

グリスフィルターやダクトが油で汚れているとダクト火災の原因となります。

グリスフィルターやダクトは定期的に清掃して、油汚れをおとしましょう。

### 毎週検査をしたか

検査実施者が毎週検査を怠らなかったかを確認しましょう。

また指摘された不備欠陥事項は改修しているかどうか確認しましょう。

### 先月の不備欠陥事項は改修されているか

先月、不備欠陥事項として指摘された事項はなかったですか。あった場合、その不備欠陥事項が未改修であれば、この欄に×を記入します。そして改修に努めてください。

検査者だけで改修できなければ、防火管理者、管理権原者に報告して、指示を仰ぎましょう。

## 検査項目の解説

## 〔6ヶ月〕自主検査表

### 防火管理者を選任し、届け出ているか

管理権原者は防火管理者を選任し、消防署長に届け出なければなりません。防火管理者が選任されているか、防火管理者に変更がないかどうか確認しましょう。（消防法第8条）

### 消防計画を作成し、届け出ているか

防火管理者は消防計画を作成し、消防署長に届け出なければなりません。消防計画を作成しているか、届け出た消防計画に変更はないかどうか確認しましょう。（消防法施行規則第3条）

### 消防用設備点検を実施したか、点検済票（ラベル）を貼付しているか

管理権原者は消防設備点検を実施し、その結果を報告しなければなりません。また点検済ラベルが貼付されているか、確認しましょう。検査者は消防用設備等の機能・操作方法を知るよい機会です。必ず立ち会って、よく理解してください。

### 従業員に防火管理上必要な教育を実施したか

防火管理者は従業員に対して「防火上必要な教育」をしなければなりません。この検査表を参考に、日頃から教育活動をしなさい。（消防法施行規則第3条）

### 消防訓練を実施したか

管理権原者および防火管理者は消防計画に基づいて消防訓練をしなければなりません。その内容は消火訓練および避難訓練で、年2回以上実施してください。（消防法第8条）

### 検証訓練に適合した時の体制が維持されているか

建物状況・自衛消防隊員の状況等は検証訓練適合時と変化はありませんか。変更している場合は消防署に相談して、再度検証訓練を実施してください。

### 防火管理台帳を作成しているか

防火管理台帳を作成し、防火に関する必要事項を記載して防火管理の徹底をしなさい。（条例第50条の4）

### 共同防火管理協議事項を届け出ているか

共同防火管理が義務づけられる建物にあっては共同防火管理事項を定め、消防署長に届け出なければなりません。（消防法第8条の2）

### 総合操作盤の制御、監視を行う者は資格を有しているか

総合操作盤の制御または監視の業務についている者は「防災センター要員資格」を有しなければなりません。資格を持っているか確認してください。派遣警備員も同様です。（条例第50条の4の4）

### 自動火災報知設備の操作、監視を行う者は資格を有しているか

自動火災報知設備の操作または監視の業務を行う者は「甲種防火管理者」の資格を有しなければなりません。資格がない場合は消防署に相談してください。（条例第50条の4の5）

**防火戸の閉鎖部分の床面は明確な表示がされているか**

防火戸が火災発生の際、床に置かれた物品によって閉まらないことがあってはいけません。防火戸の閉鎖部分の床面が明確に区別できるよう表示をするよう規制されています。

( 条例第 49 条の 3 )

**避難通路の届け出をしているか**

百貨店等では避難通路を確保しなければなりません。また主要避難通路を設け、変更しようとするときは 7 日前までに消防署長に届け出なければなりません。

( 条例第 46 条・条例第 51 条の 7 )

**主要避難通路には明確な床面表示がされているか**

物品販売店舗等の売場等の主要避難通路は他の部分と明確に区別し、表示しているか、確認しましょう。

( 条例第 46 条 )

**避難経路図は見やすい状態で掲示されているか**

避難経路図が汚れたり、物品の放置などで見にくくなっていないか、確認しましょう。

**ボイラー室・電気室等は適正な状態で使用されているか**

ボイラー室・電気室等を不用品の保管庫として利用していませんか。火災を引き起こしかねません。燃えやすい物は除去しましょう。

**危険物許可施設等は適正な状態で使用されているか**

危険物は、危険物取扱者が取り扱っていますか。また危険物施設等に物品を放置していませんか。あれば、除去しましょう。

**増築・改築・間仕切りの変更により火災感知・消火上影響がないか**

増築・改築・間仕切りを変更した結果、自動火災報知設備の感知器やスプリンクラー設備のヘッドの未警戒区域が生じていませんか。

**天井・壁に用いる内装材料の変更により防火上支障がないか**

天井・壁に用いる内装材料は建築基準法令によって指定されています。

不適合となった場所はないか、確認してください。

**毎週および毎月検査をしたか**

毎週および毎月検査をしたかどうか検査表で確認してください。

毎週検査・毎月検査で不備欠陥が指摘された事項はなかったですか。あった場合、その不備欠陥事項が改修できていなければ、この欄に×を記入します。


防火管理者または管理権原者は責任をもって改修してください。

# 毎週自主検査表（防火）（記入例）

（ 1月 ）

検査項目		検査結果			
		第1週	第2週	第3週	第4週
1	消火器は所定の位置に置かれているか				×
2	屋内消火栓・スプリンクラー設備の制御盤は電源が入っているか			×	
3	屋内消火栓ボックスは容易に操作できる状態にあるか		×		
4	スプリンクラー設備の制御弁は開放されているか				
5	自動火災報知設備の受信機は電源が入っているか				
6	自動火災報知設備の受信機の各スイッチは定位にあるか	×			
7	自動火災報知設備の受信機は容易に操作できるか				
8	非常放送設備のアンブに電源が入っているか				
9	非常放送設備と自動火災報知設備を連動させている場合は連動停止をしていないか			連動していない	
10	避難器具は容易に使える状態に置かれているか				×
11	防火戸・防火シャッターの閉鎖に支障になる物品が置かれていないか	×			
12	主要避難通路には避難に支障になる物品が置かれていないか	×			
13	階段部分には避難に支障になる物品が置かれていないか	×		×	
14	出入口付近には避難に支障になる物品が置かれていないか				
15	避難口の扉は鍵を使用せずに開放できるか	×	×		
16	敷地内通路には避難に支障になる物品が置かれていないか				
17	建物周辺や目の届かない所に放火されやすい物品が置かれていないか			×	
18	燃焼機器の近くに燃えやすい物品が置かれていないか	×	×		
19	燃焼機器に燃料漏れはないか				
20	たばこの吸殻は適切に処理しているか	×			×
21					
22					
23	先週の不備欠陥事項は改修されているか		×		

〔各週の不備欠陥事項の詳細〕

（第1週） 2階中央通路 店の什器が避難障害。 5階西屋外階段のとびら開閉困難。	防火管理者 記入者 (神) 戸 吉田
（第2週） 5階西屋外のとびらについては、6日 会社に 修理以来済。15日改修予定。	防火管理者 記入者 (神) 戸 (梅) 木
（第3週） 水槽の漏水のため、屋内消火栓機能停止。 22日改修予定。	防火管理者 記入者 (神) 戸 (梅) 木
（第4週） 	防火管理者 記入者 (神) 戸 田中

# 毎週自主検査表（防火）

（ 月 ）

検 査 項 目		検 査 結 果			
		第1週	第2週	第3週	第4週
1	消火器は所定の位置に置かれているか				
2	屋内消火栓・スプリンクラー設備の制御盤は電源が入っているか				
3	屋内消火栓ボックスは容易に操作できる状態にあるか				
4	スプリンクラー設備の制御弁は開放されているか				
5	自動火災報知設備の受信機は電源が入っているか				
6	自動火災報知設備の受信機の各スイッチは定位にあるか				
7	自動火災報知設備の受信機は容易に操作できるか				
8	非常放送設備のアンプに電源が入っているか				
9	非常放送設備と自動火災報知設備を連動させている場合は連動停止をしていないか				
10	避難器具は容易に使える状態に置かれているか				
11	防火戸・防火シャッターの閉鎖に支障になる物品が置かれていないか				
12	主要避難通路には避難に支障になる物品が置かれていないか				
13	階段部分には避難に支障になる物品が置かれていないか				
14	出入口付近には避難に支障になる物品が置かれていないか				
15	避難口の扉は鍵を使用せずに開放できるか				
16	敷地内通路には避難に支障になる物品が置かれていないか				
17	建物周辺や目の届かない所に放火されやすい物品が置かれていないか				
18	燃焼機器の近くに燃えやすい物品が置かれていないか				
19	燃焼機器に燃料漏れはないか				
20	たばこの吸殻は適切に処理しているか				
21					
22					
23	先週の不備欠陥事項は改修されているか				

〔各週の不備欠陥事項の詳細〕

（第1週）	防火管理者 記 入 者
（第2週）	防火管理者 記 入 者
（第3週）	防火管理者 記 入 者
（第4週）	防火管理者 記 入 者

# 毎月自主検査表（防火）

（ 月 ）

防火管理者	印	検査者	検査日	月 日
検 査 項 目				検査結果
1	届け出た消防計画に変更部分はないか			
2	屋内消火栓ポンプはボックスから遠隔起動できるか			
3	避難器具で降下する空間に障害となるものはないか			
4	誘導灯はよく見えるか			
5	カーテン・じゅうたん等に防災表示がされているか			
6	寝具類は防災製品を使用しているか			
7	防火戸・防火シャッターに変形・破損はないか			
8	防火戸のドアチェック等の閉鎖機能に障害はないか			
9	防火区画構成部分にひび割れ，破損等の障害はないか			
10	届出どおりの避難通路は確保されているか			
11	携帯用電灯は所定の場所に備えてあるか			
12	非常用進入口（代替開口部を含む）から消防隊が進入できるか			
13	売場等で使用する裸火等は許可を受けているか			
14	火気使用機器は破損・変形がないか			
15	グリスフィルターやダクトは清掃しているか			
16	毎週検査をしたか			
17				
18	先月の不備欠陥事項は改修されているか			

〔不備欠陥事項の詳細〕

<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div>	（記入者）
--	-------

# 6ヶ月自主検査表（防火）

（ 月～ 月）

管理権原者	印	防火管理者	印	検査実施日	月 日
検 査 項 目					検査結果
1	防火管理者を選任し、届け出ているか				
2	消防計画を作成し、届け出ているか				
3	消防用設備点検を実施したか、点検済ラベルを貼付しているか（実施日）				
4	従業員に防火管理上必要な教育を実施したか（実施日）				
5	消防訓練を実施したか（実施日）				
6	検証訓練に適合した時の体制が維持されているか				
7	防火管理台帳を作成しているか				
8	共同防火管理協議事項を届け出ているか				
9	総合操作盤の制御、監視を行う者は資格を有しているか（資格者 名）				
10	自動火災報知設備の操作、監視を行う者は資格を有しているか（資格者 名）				
11	防火戸の閉鎖部分の床面は明確な表示がされているか（防火戸 カ所）				
12	避難通路の届け出をしているか				
13	主要避難通路には明確な床面表示がされているか				
14	避難経路図は見やすい状態で掲示されているか				
15	ボイラー室・電気室等は適正な状態で使用されているか				
16	危険物許可施設等は適正な状態で使用されているか				
17	増築・改築・間仕切りの変更により火災感知・消火上影響がないか				
18	天井・壁に用いる内装材料の変更により防火上支障がないか				
19					
20	毎週および毎月検査をしたか				

〔未改修の不備欠陥事項およびその改善計画〕

（記入者）

# 自主検査結果報告書

消 防 署 長 様

平成 年 月 日

届出者（管理権原者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

担当者 \_\_\_\_\_ 電 話 \_\_\_\_\_

防火管理等自主検査を実施しましたのでその結果を報告します。

対象物名	検査実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	検査結果
検 査 項 目			検査結果
1	防火管理者を選任し、届け出済		
2	消防計画を作成し、届け出済		
3	消防用設備点検を実施し、結果報告済	（実施日）	
4	従業員に防火管理上必要な教育を実施した	（実施日）	
5	消防訓練を実施した（特定防火対象物は年2回以上）	（実施日）	
6	検証訓練に適合した時の体制と変化はない	（直近の検証訓練実施日）	
7	防火管理台帳を作成している		
8	共同防火管理協議事項は届け出済		
9	総合操作盤の制御、監視を行う者は資格を有している	（資格者 名）	
10	自動火災報知設備の操作、監視を行う者は資格を有している	（資格者 名）	
11	防火戸の閉鎖部分の床面は明確な表示がされている	（防火戸 カ所）	
12	避難通路の届け出をしている		
13	主要避難通路には明確な床面表示がされている		
14	避難経路図は見やすい状態で掲示されている		
15	ボイラー室・電気室等は適正な状態で使用されている		
16	危険物許可施設等は適正な状態で使用されている		
17	増築・改築・間仕切りの変更により火災感知・消火上影響はない		
18	天井・壁に用いる内装材料の変更により防火上支障はない		
19	毎週・毎月・6ヵ月検査は実施している		

〔不備欠陥事項の詳細と改善計画〕・・・下記の欄に記載できない場合は別紙に記入して添付してください。

----- -----
----------------

受 付 欄	
-------------	--



消防法施行令（別表第一）

項	用途
(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの 遊技場又はダンスホール
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル又は宿泊所 寄宿舎、下宿又は共同住宅
(六)	イ 病院、診療所又は助産所 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
(七)	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(八)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(九)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(十)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）

(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ	イ 自動車車庫又は駐車場 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	倉庫	前各項に該当しない事業場	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が一項から四項まで、五項イ、六項又は九項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	地下街	建築物の地階（十六の二項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（一項から四項まで、五項イ、六項又は九項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）	文化財保護法（昭和二十五年法律第一百二十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十二号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物	延長五十メートル以上のアーケード
市町村長の指定する山林									総務省令で定める舟車

(注) 特定防火対象物 非特定防火対象物

自主検査の手引き

1991年6月初版  
1996年8月第2刷

編集・監修 神戸市消防局予防部査察課  
発行所 (財)神戸市防災安全公社  
〒650 神戸市中央区栄町通7丁目1 6  
電話(078)362-6931  
FAX(078)362-6932

お問い合わせ先

神戸市消防局予防部査察課	325 - 8513
東灘消防署予防査察係	843 - 0119
灘 消防署予防査察係	882 - 0119
中央消防署予防査察係	241 - 0119
兵庫消防署予防査察係	512 - 0119
北 消防署予防査察係	591 - 0119
有馬出張所	903 - 0119
長田消防署予防査察係	578 - 0119
須磨消防署予防査察係	735 - 0119
北須磨出張所	791 - 0119
垂水消防署予防査察係	705 - 0119
西 消防署予防査察係	961 - 0119
水上消防署予防査察係	302 - 0119